

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱

平成12年10月1日制定

(目的)

第1条 低所得者で特に生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(軽減対象となる費用)

第2条 軽減対象となる費用は、介護保険法（平成9年法第123号）に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）に係る利用者負担額とする。

(軽減対象者の範囲)

第3条 軽減対象者は、次条に規定する法人が提供するサービスのうち前条に規定する軽減対象となる介護保険サービスを利用した者で、市民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者あるいは市民税世帯非課税のものであって、以下の要件のすべてを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、特に生計が困難である者として市町村が認めた者及び生活保護受給者とする。

ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者は除く。なお、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であっても、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については、軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

(軽減を行う社会福祉法人等)

第4条 軽減は、第9条の規定により市長に軽減を行う旨の申出をした介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等(以下「法人」という。)が行うものとする。

(軽減の程度)

第5条 法人が行う軽減の程度は、第2条に規定する介護保険サービスの利用料、食費、居住費(滞在費)及び宿泊費の4分の1(高齢福祉年金受給者は2分の1)軽減とする。ただし、生活保護受給者については、個室の居住費(滞在費)全額とする。

(軽減の申請)

第6条 軽減を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(軽減対象者の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、収入の状況等を勘案の上、軽減の要否及び内容について決定し、社会福祉法人等利用者軽減対象決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により軽減対象者に決定したときは、軽減の

程度及び内容を記載した社会福祉法人等による利用者負担軽減対象確認証（第3号様式）を軽減対象者に交付する。生活保護受給者については社会福祉法人等利用者軽減対象確認証(第4号様式)を交付する。

（軽減等）

第8条 軽減対象者は、介護保険サービスを受け、軽減を受けようとするときは、法人に前条第2項の確認証を提示しなければならない。

2 法人は、前項により確認証の提示を受けたときは、軽減の内容を確認の上、軽減しなければならない。

（法人の申出）

第9条 第4条の申出は、社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

（法人の軽減の管理）

第10条 法人は、社会福祉法人等利用者負担軽減管理台帳（第6号様式）により、軽減対象者、軽減額等について管理しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の台帳を検査し、又は提出を求めることができる。

（法人への助成）

第11条 市長は、法人が行った軽減に対し、助成を行うことができる。

（他の事業等との適用関係）

第12条 本事業と障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業との適用関係については、当該事業の措置の適用を行った後、本事業による軽減を行い、本事業と高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業の軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。その際、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、定期巡回・随時対応型

訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第二段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、本事業の軽減を上回る軽減がなされることになる場合もあることから、事業主体の負担に鑑み、本事業の軽減を上回る軽減がなされる場合には、当該部分についての本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。

また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減措置の適用を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書  
(社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置)

フリガナ 被保険者氏名	被保険者番号											
	個人番号											
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女						
住所	電話番号											
利用者負担額 軽減申請理由												
	氏名	生年月日	性別	保険料の 段階								
世帯 構成		M・T・S	男・女									
		M・T・S	男・女									
		M・T・S	男・女									
		M・T・S	男・女									
		M・T・S	男・女									
<p>(宛先) 防府市長</p> <p>上記のとおり社会福祉法人等による利用者負担額の軽減対象の申請をします。</p> <p>なお、申請に関し、世帯員の収入状況、資産状況を調査されることに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者</p> <p>氏名</p>												

市記入欄

交付年月日	備 考	
年 月 日	低所得	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p>25 %</p> <p>適</p> <p>50 %</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">}</div> <div style="margin-left: 20px;">否</div> </div>
適用年月日	サービス費	
年 月 日 から	食費・居住費(滞在費)	
有効期限	生保	
年 月 日 まで	居住費・滞在費のみ	100 %